

掛川市条例第5号

掛川市南郷財産区特別会計条例をここに公布する。

令和4年3月9日

掛川市長

(別紙)

掛川市南郷財産区特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、掛川市南郷財産区（以下「財産区」という。）の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、掛川市南郷財産区特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、財産収入その他の諸収入をもってその歳入とし、財産区の管理、運営その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。